耐震対策事業を実施します

本市では、大地震時に木造住宅の倒壊を防ぎ、危険なブロック塀などから登下校時の児童を守るためなど、人的被害を軽減する各種耐震対策助成事業を実施しています。中でも昭和56年以前に建築した木造住宅は、現在の耐震基準を満たしていない可能性があるため、強い地震で倒壊する危険があります。これまでの地震によるダメージの蓄積や経年による劣化もあることから、補助制度を活用して耐震診断を受け、住宅の耐震性を確認してみましょう。

問建設課　☎22-1326

スタート

昭和56年5月以前に建てられた住宅の多くは現行の耐震基準を満たしていないため、地震で倒壊などの危険性があります。

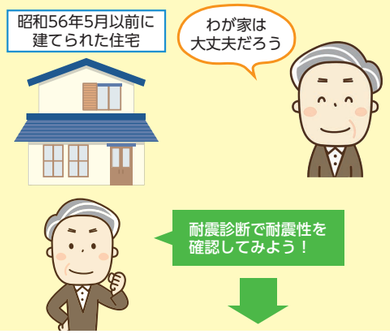

地震だ！

被害発生

直下型地震はどこで発生するかわからない

過去の地震のダメージが蓄積していて、被害が大きくなることがあります。
地震により揺れ方が変わるので、東日本大震災より小さな地震でも、大きな被害を受ける場合があります。

耐震診断（補助金あり）

市町村からご自宅に耐震診断士が派遣され、耐震診断を行います。診断の結果は後日お伝えします。

耐震性なし

耐震改修（補助金あり）

診断結果が「耐震性なし」の場合は、耐震改修工事を行いましょう。併せてリフォーム工事を行うと、補助額が上乗せされる場合もあります。

耐震性あり　　耐震改修済み

住宅の耐震化完了！

耐震診断・耐震改修には助成制度があり、補助金を活用して、耐震化を実施することができます。
地震に強い住宅にすることは、家族の生命や財産を守るために、非常に重要なことです。
いざという時に備えて、まずは耐震診断でご自宅の耐震性を確認してみましょう！

耐震診断や耐震改修工事には助成制度（補助金）があります

昭和56年５月以前に建てられた木造戸建て住宅

①耐震診断助成事業

・自己負担額は8,400円
（限度額150,800円、市が142,400円を助成）
※住宅の耐震診断の費用は、一般的に約15万円かかります。
※延べ床面積が200㎡以上の場合は自己負担額が増えます。

一般診断
・現地調査や聞き取りをもとに専門家が診断します。

改修計画
・壁の補強方法、位置などの改修計画を立てます。
・改修工事の概算費用の算出も行います。

②耐震改修工事助成事業

助成金：工事費用の4/5、**最大115万円/戸**

③耐震改修工事促進助成事業

・建て替え工事か耐震化工事に加え、住宅のリフォームなど工事を行う場合
→耐震化工事費用の20/23を助成　**最大10万円/戸**
※リフォームなど：住宅の機能・性能の維持向上のための改修で10万円以上のもの。

改修設計
・改修計画をもとに関連工事などを検討します。

建て替え
・診断や改修計画によっては、建て替えの選択も考えられます。

改修工事
・安全性を確保した上で、必要最小限の改修工事とすることで工事費を抑えられる場合があります。

各種税制控除

・所得税の控除・固定資産税の軽減

●申込期間　12月28日(月)まで
※先着順のため、予定件数に達し次第終了となります。
問**助成の申し込みなど**　建設課　☎22-1326
耐震診断、施工方法など　宮城県建築士事務所協会　☎022-223-7330

危険ブロック塀等除却事業補助金

通学時の児童など、通行人の安全確保を目的に公衆用道路に面した危険なブロック塀などを取り除く方に助成する事業です。

●**事業対象**　①宮城県や市が行う調査で、「要改善（危険度１）」から「緊急改善（危険度３）」の判定を受けたブロック塀など　②道路面からの高さが１ｍ以上（擁壁上にある場合は、擁壁の天端から0.6m以上）でコンクリートブロック造、石造り、レンガ造りなどによる塀や門柱

●**助成内容**　１件当たり最大18万7千円(除却するブロック塀などの面積×5,000円の額を助成)

問建設課　☎22-1326